

令和 5 年 8 月 23 日

## 「いきいき社バス」旅客の範囲の変更について

いきいき社まちづくり協議会

いきいき社バスの「運送しようとする旅客の範囲」について下記のとおり変更を行います。

変更前：社地区の住民及び社地区に用を有する者及び観光客

変更後：用瀬町内の住民及び用瀬町内に用を有する者及び観光客

### 【変更理由】

いきいき社バスの走行ルートについては社地区以外の乗降箇所が設置されています。そのため、社地区以外の住民の方からも利用の希望があります。

現在、乗降希望の方については対応しています（主にトスク用瀬店）。よって、現状の旅客に範囲に一致させるため今回の変更に至りました。

(年号) 令和 5 年 8 月 2 3 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称	いきいき社まちづくり協議会
住 所	鳥取市用瀬町宮原 8 8 - 1
代表者の氏名	会 長 西川 功美

## 自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 7 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
名称：いきいき社まちづくり協議会  
住所：鳥取市用瀬町宮原 8 8 - 1  
代表者氏名：会長 西川 功美

2. 登録番号  
中鳥交第 1 3 号

3. 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

## (1) 路線

	新	旧
起点		
終点		
キロ程		
主たる経過地		

## (2) 運送の区域

新	
旧	

## (3) 運送の種別

新	
旧	

(4) 運送しようとする旅客の範囲

新	用瀬町内の住民及び用瀬町内に用を有する者及び観光客
旧	社地区の住民及び社地区に用を有する者及び観光客

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

(6) 自動運行旅客運送を行う路線

	新	旧
起点		
終点		
キロ程		
主たる経過地		
(備考)		

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(7) 自動運行旅客運送を行う運送の区域

新	
旧	
(備考)	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 変更予定期日

(年号) 令和5年8月23日

